

- 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）
（裁定等）

第十一条 前条第一項の申請があつた場合には、公安委員会は、速やかに、犯罪被害者等給付金を支給し、又は支給しない旨の裁定（支給する旨の裁定にあつては、その額の定めを含む。以下同じ。）を行わなければならない。